

令和８年度千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業（基礎コース・発展コース）  
業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項

## 1 事業の目的

千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業において、基礎コース及び発展コースを開催することで、参加者の知識・技術取得を促し、有害鳥獣捕獲の新たな担い手の確保を図ることを目的とする。

## 2 実施方法

事業の受託を希望する法人から企画提案を募り、選考等を経て1法人を決定し、業務委託として実施する。

### 3 応募者の資格

この事業に応募できる法人は、次の要件をいずれも満たすこと。

- (1) 募集開始の日から選考完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれてないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である現職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 過去5年間に、本業務と同様又は類似の業務を実施した実績があること。
- (7) 守秘義務を遵守できること。

#### 4 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業  
(基礎コース・発展コース) 業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和8年度千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業  
(基礎コース・発展コース) 業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託料の上限 13,927,100円  
(消費税及び地方消費税10パーセントを含む。)
- (4) 業務期間 契約日の翌日から令和9年3月25日まで

## 5 応募方法

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書（紙媒体の場合は、正本１部、副本１０部 提出）
- ア 企画提案書（様式１）
- イ 業務体制等説明書（様式２）

ウ 業務に要する経費の見積書（様式 3）

エ 応募資格誓約書兼確認書（様式 4）

② 添付書類（紙媒体の場合は、正本 1 部のみ提出）

ア 直近 2 事業年度の事業報告書、決算書

イ 応募者の概要（企業・団体概要等）がわかる資料

ウ 過去 5 年以内の類似・関連事業実績を証する書類の写し

（2）募集要項の入手方法

募集要項（提出書類）は、千葉県環境生活部自然保護課において配付します。（土、日、休日を除く午前 9 時から午後 5 時。なお、千葉県ホームページからもダウンロードが可能。

【[https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/nyuu-kei/r8hokakukyouryokutai\\_proposal.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/nyuu-kei/r8hokakukyouryokutai_proposal.html)】）

（3）提出先及び提出方法

① 提出先

千葉県環境生活部自然保護課鳥獣対策班 担当 西川

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電 話 043-223-2058

FAX 043-225-1630

e-mail [hogo9@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:hogo9@mz.pref.chiba.lg.jp)

（添付ファイルは 7.0MB まで）

② 提出期間

令和 8 年 7 月 30 日（木）から令和 8 年 8 月 18 日（火）まで

受付時間は、土、日、休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

なお、この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができません。

③ 提出方法

原則として、電子データ（PDF 形式）を①の提出先まで提出してください。

なお、紙媒体による場合は、持参又は郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく適切な送達方法のいずれかにより提出してください。なお、FAX での応募は受け付けられません。

（4）質問の受付

応募に関する質問は次のとおり受け付けます。なお、説明会は実施しません。

受付期限 令和 8 年 8 月 6 日（木） 午後 5 時まで

受付方法 電子メール

回答方法 各提案者に共通する質問については、「応募方法 Q & A」を作成し、随時、県ホームページに掲載します。

【[https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/nyuu-kei/r8hokakukyouryokutai\\_proposal.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/nyuu-kei/r8hokakukyouryokutai_proposal.html)】

その他の質問については、質問者に個別に回答します。

受付場所 5（3）①に同じ

（5）応募に係る留意点

① 企画提案書等は、A 4 版横書きで記載してください。また、必要に応じて、絵、図を用いて分かりやすく記載してください。

② 応募者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

③ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式

自由)を提出すること。辞退することによって、今後の千葉県との契約等について不利益な取り扱いをしないものとします。

## 6 選考方法等

### (1) 1次審査

- ① 事務局(千葉県環境生活部自然保護課)において企画提案書等の提出状況を確認し、第1次審査を行い、次の要件を満たしていない場合は失格とする。
  - ・提出書類がすべて整っていること。
  - ・応募資格要件を満たしていること。
- ② 審査結果は、応募者全員に対して個別に書面でお知らせします(8月下旬を予定)。

### (2) 2次審査

- ① 応募書類とプレゼンテーションを別紙審査表により審査し、最も優れた企画案を選定します。
- ② 選考に当たっては、「令和8年度千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業(基礎コース・発展コース)業務委託受託者選考審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において提案者がプレゼンテーションを実施するものとし、内容について質疑を行います。なお、プレゼンテーションに参加できない場合は、選考の対象から除外します。

なお、本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するためのものであり、企画提案書等に基づき、そのまま業務を了承し、業務を行うものではありません。

- ③ プレゼンテーションは、次の日時等を予定しています。

日時 令和8年8月下旬  
場所 千葉県庁もしくは県庁周辺の会議室
- ④ 審査委員会により提案者の選定が行われた後、応募者全員に対して個別に書面でお知らせします。

## 7 提案の無効に関する事項

以下の事項のいずれか一つに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のない者が提案した場合
- (2) 書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
- (3) 委託料の上限を超過した見積書を提出した場合
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

## 8 委託契約

県は、企画提案に基づき委託候補法人与委託業務に係る具体的な内容について協議を行い、この結果、県と委託候補法人との間で委託事業内容及び委託金額(ただし、4(3)に定める委託料の上限額の範囲内)について合意に達した場合に、委託契約を締結します。

### (1) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月25日

## (2) 契約に当たっての主な留意事項

- ① 本契約は電子契約サービスを選択することができる。また、契約に当たっては、契約書を作成し、書面の場合は各1通、電子契約の場合は各自その電磁的記録を保有する。
- ② 電子契約サービスを選択する場合は、電子契約による契約締結の同意及び電子契約サービスで使用するメールアドレスの確認のため、契約の相手方決定後、受託者は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- ③ 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更させていただく場合があります。
- ④ 契約に当たっては、千葉県財務規則（以下「規則」という）第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要です。ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあります。
- ⑤ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできません。ただし、事前に県の承諾を得た上で、委託業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- ⑥ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や千葉県財務規則をはじめとする諸規程が適用されます。

## 9 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提案及び契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。なお、書類の使用目的は、県庁内及び審査委員会での検討に限ります。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示することがあります。
- (5) この提案に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (6) 受託後の注意事項
  - ① 県は、本委託業務の実施状況について、必要に応じて受託法人に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがあります。
  - ② 県は、受託法人がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがあります。
  - ③ 本委託業務の実施に当たっては、県と十分協議を行いながら、業務を遂行するものとします。なお、事業内容については、変更・修正する場合があります。

また、協議により県から指示があった場合には、その指示に従い業務を実施していただきます。